

# 総務省の基本方針(別表2・別表3)と 厚生労働省の認定基準・要領の比較

【国民年金】

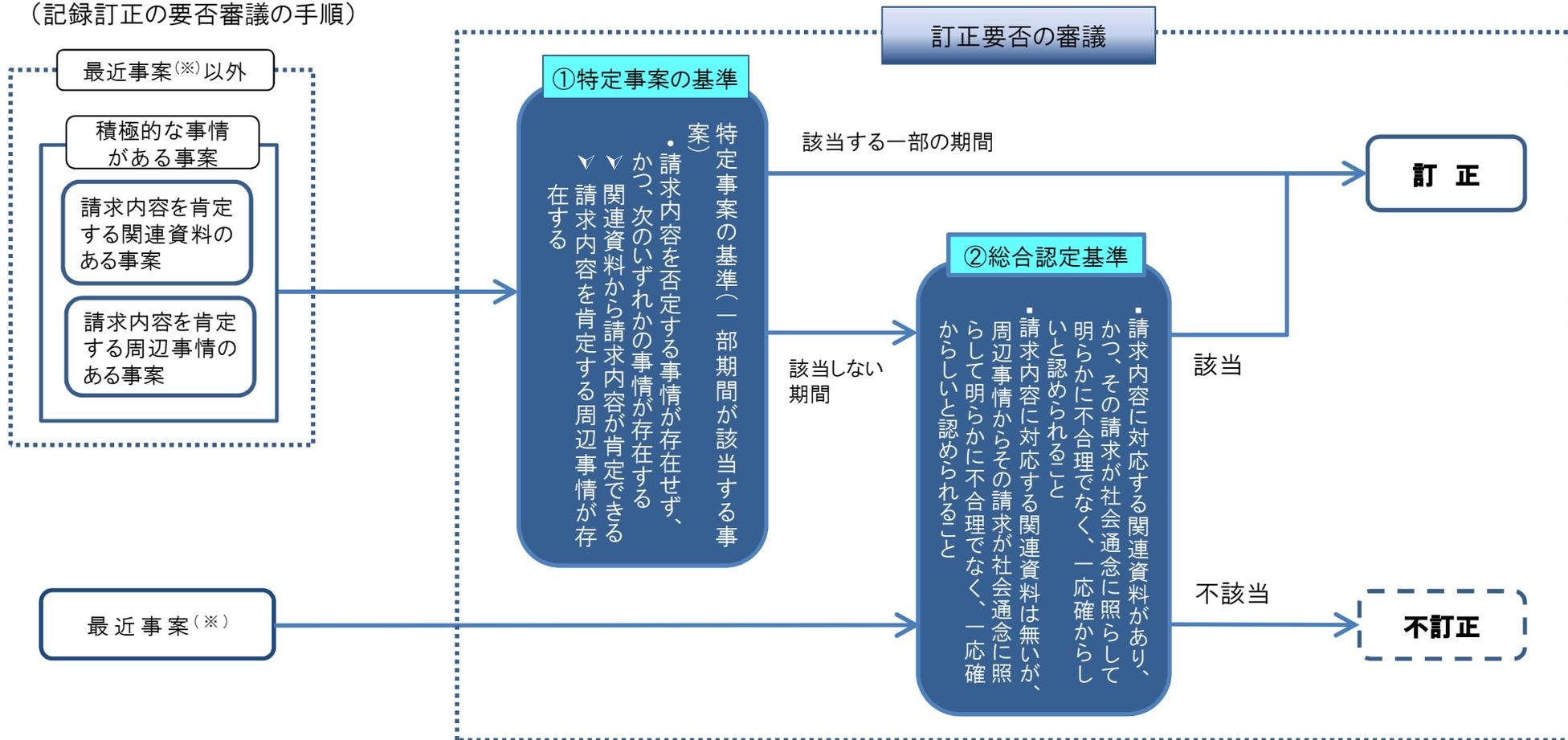
【脱退手当金】

### ③国民年金記録訂正請求認定基準・要領(案)の概要

以下①及び②に掲げる期間は、訂正請求に対して記録の訂正を認める。

- ① 最近事案以外の事案であって、請求内容を肯定する積極的な事情があるものの請求期間のうち、特定事案の基準に該当する請求期間の一部
- ② ①の請求期間のうち特定事案の基準に該当しない期間、又は最近事案以外の事案であって、請求内容を否定する消極的な事情がある請求期間、若しくは最近事案の請求期間のうち総合認定基準に該当する請求期間

(記録訂正の要否審議の手順)



(注) すべての請求期間について、請求期間の全部が特定事案の基準に該当する場合は、請求者の同意の上、年金事務所段階で訂正を行う。

(※) 請求期間に基礎年金番号の導入後の平成9年1月以降の期間を含む事案、又は平成9年1月前の請求期間に対する保険料納付等を同月以降に行ったとしている事案

# 国民年金における特定事案の基準と総合認定の基準との関係

## 1. 特定事案の基準

- 特定事案の基準は、年金事務所段階での訂正処理基準と同じ基準となっている

国民年金保険記録訂正請求認定基準・要領(脱退手当金)

第2章 認定に当たっての基準

第1節 特定事案の基準

第1 関連資料がある事案

第2 関連資料がないが周辺事情がある事案

年金事務所段階における訂正処理基準・要領

第2章 国民年金の年金事務所段階における訂正処理基準・要領

第1 関連資料あり事案に係る訂正処理基準・要領

第2 関連資料なし事案に係る訂正処理基準・要領

=

=

※ 国民年金に係る年金事務所段階での訂正処理基準は、総務省年金記録確認第三者委員会における審議結果等を踏まえ、厚生労働省が定めたものとなっている。

- 最近事案以外の事案について、

- ・ すべての請求期間について、請求期間の全部が特定事案の基準に該当し、請求者が同意しているときは、年金事務所段階で訂正可能であるが、
- ・ それ以外の場合は、特定事案の基準に該当するかどうかを確認し、該当する期間は、特定事案の基準により「訂正」とする。

## 2. 総合認定の基準

- 特定事案の基準に該当しなければ、総合認定の基準により、認定する。

## 総務省の基本方針と特定事案の基準及び総合認定の基準の比較

- 総務省の基本方針の別表2は、肯定的な関連資料の例、及び周辺事情の例を示したものであるが、これらを積極的な事情として記載。(※水色部分が該当箇所)
- その上で、認定に際して実態として考慮しているが総務省の基本方針の別表2に記載されていないものを認定基準・要領に追加して記載。
- さらに、消極的な事情については、総務省の基本方針の別表2に記載がないため、これを追加。

### 1. 特定事案の基準について

#### 総務省の基本方針の別表2と厚生労働省の認定基準・要領(国民年金)の特定事案の基準の比較

総務省の基本方針	厚生労働省の認定基準・要領(国民年金)
<p>(別表2)</p> <p>国民年金</p> <p>保険料納付の有無</p> <p style="text-align: center;">(肯定的な関連資料の例)</p> <p>①・申立期間中も、納付済期間と同様に、同一預貯金口座から、保険料に相当する金額の口座引落としがある。</p> <p>②・確定申告書(控)等税務関係資料に、納付したとする保険料に相当する金額が記載されている。</p> <p>③・当時の家計簿等に、納付したとする日付及び保険料に相当する金額が記載されている。</p>	<p>第2章 認定に当たっての基準</p> <p>第1節 特定事案の基準</p> <p>第1 関連資料がある事案</p> <p>1 認定基準</p> <p>(1) 積極的な事情</p> <p>請求期間のすべてが国民年金に関わる事案であって、次のアからエまでのいずれかの要件に該当する事案であること(次の(2)に該当する事案を除く。)</p> <p>①ア 請求期間に対応する国民年金保険料の口座振替記録がある預貯金通帳又は金融機関の出金記録がある場合                      この場合、請求者の属する世帯に請求者以外の国民年金被保険者がいるときは、当該請求者以外の国民年金被保険者分の国民年金保険料額も含めた額が記載されていること</p> <p>②イ 請求期間に対応する確定申告書(控)があり、次のすべての要件に該当する場合                      (ア) すべての確定申告書(控)が、申立期間当時に作成されたものと認められること                          i 提出された確定申告書(控)が、申告の対象となる年が印字された税務署所定の様式であること                          ii 加筆修正の形跡など、明らかに申立期間当時に作成されたものと認められない事由がないこと                      (イ) すべての確定申告書(控)の社会保険料控除欄に「国民年金」との記載があり、記載されている金額が実際に必要となる金額と一致していること                      ただし、申立期間の国民年金保険料額の1か月分以内で確定申告書(控)に記載されている「国民年金」の支払保険料額が超過している場合は、一致しているものとして取り扱うこと                      この場合、請求者の属する世帯に請求者以外の国民年金被保険者がいる場合は、当該請求者以外の国民年金被保険者分の国民年金保険料額も含めた額が記載されていること</p> <p>③ウ 請求期間に対応する家計簿があり、次のすべての要件に該当する場合                      (ア) 提出された家計簿について、次のすべての要件に該当し申立期間当時に作成されたものと認められること                          i 外見の経年劣化や他の品目の価格等により、申立期間当時に作成されたものと認められること                          ii 加筆修正の形跡など、明らかに申立期間当時に作成されたものと認められない事由がないこと                      (イ) 申立期間を含み1年以上の家計簿が現存すること                      (ウ) 家計簿に記載されている金額が実際に必要となる金額と一致していること                      ただし、申立期間の国民年金保険料額の1か月分以内で家計簿に記載されている金額が超過している場合は、一致しているものとして取り扱うこと                      この場合、請求者の属する世帯に請求者以外の国民年金被保険者がいるときは、当該請求者以外の国民年金被保険者分の国民年金保険料額も含めた額が記載されていること</p> <p>エ 未納・未加入期間に対する保険料納付の請求であって、請求者が請求期間のすべてについて、次のすべての要件を満たす納付組織の預り証(納付組織等の代表者等が発行した保険料を領収した仮領収書など)を所持している場合                      (ア) 納付組織の代表者等の領収印が押印されていること                      (イ) 請求者の氏名がフルネームで記載されていること                      (ウ) 金額の記載のある場合には、請求期間に納付すべき制度上の国民年金保険料と一致していること                      (エ) 預り証の記載内容と請求内容に矛盾がないこと、具体的には、</p>

- i 預かり証については、事後的に手が増えられていない等、請求期間の当時に作成され、使用していたものと認められること
- ii 預り証に係る納付組織が存在し、請求期間において国民年金保険料の収納を行っていたと認められること

**(2) 消極的な事情**

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する期間は、特定事案の基準に該当しない期間であること。

ア 最近事案の場合

イ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される次の(ア)から(オ)までのいずれかの要件に該当する場合

(ア) 社会保険オンラインシステムの被保険者原簿、被保険者台帳又は被保険者名簿その他の記録において、請求人が納付したと主張する時期において、請求期間の全部又は一部が未加入期間として管理されていたことが確認できる場合(1(1)のエに該当する場合を除く。)

(イ) 請求人が納付したと主張する時期(1の(1)のエに該当する場合であって、預かり証に領収日の記載がある場合はその日。)において、請求期間の一部又は全部の保険料が時効により納付することができない場合

(ウ) 任意加入被保険者期間の訂正請求であって、請求人が納付したと主張する請求期間が、手帳記号番号払出簿による国民年金手帳記号番号払出日の前の期間である場合

(エ) 請求人が市区町村で納付したと主張する時期が、当該市区町村に転入届が提出されるよりも前の時期である場合

(オ) その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合

例えば次の i から iv までのいずれかに該当する場合が考えられる。

i 上記(ア)から(エ)までに該当しないものであって、請求期間について納付書が発行されていないと考えられるもの(1(1)のエに該当する場合を除く。)

ii 納付したと主張する時期において免除の記録があるもの

iii 請求期間当時の運用上、納付できない方法や納付できない場所で納付したと主張しているもの(口座振替制度開始前に口座振替で納付したとする主張するもの等。)

vi 20 歳到達前の期間や昭和 61 年3月以前に日本国外に居住していたなど、制度上国民年金の被保険者となり得ない期間に係る保険料の納付を訂正請求しているもの

ウ 請求期間の納付について、後日資格喪失その他の原因により還付されたことが確認できる場合

**2 認定要領**

関連資料に基づき納付していたものと認定される請求期間が国民年金原簿に被保険者であったと記録されていない場合は、当該保険料納付事実の認定によって、その期間中は国民年金被保険者の資格が記載されていたと推定すること。

**第2 関連資料が無いが周辺事情がある事案**

**1 認定基準**

**(1) 積極的な事情**

請求期間のすべてが国民年金に関わる事案であって、次のアからオまでのいずれかの要件に該当する事案であること(次の(2)に該当する事案を除く。)

⑤ア 1年以下の未納期間に対する現年度の保険料納付に係る事案であって、次のすべての要件に該当する場合

④(ア) 請求期間が1つの事案であること

⑥(イ) 請求期間以外の国民年金加入期間のすべてについて未納がないこと

(ウ) 次のいずれかの納付を認める積極的な事情が存在すること

ただし、次の i から iii までの納付済みの記録については、特例納付又は過年度納付によるものと確認されないこと

⑧ i 請求期間と同期間において配偶者〔国民年金に加入する配偶者がいない場合には国民年金に加入するすべての同居親族(2親等以内の者)に限る。以下この節において同じ。〕が納付済み(第3号被保険者期間を除く。)であること

ii 請求期間の前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保

**(肯定的な周辺事情の例)**

④・申立期間の回数が、少数にとどまる。

⑤・申立期間が短期間である。

⑥・申立期間以外の残余の期間は納付済みである。

⑦・申立期間が含まれる年度について、申立期間以外の残余の期間は納付している等本来特殊台帳が保存される必要があるにもかかわらず、

総務省の基本方針	厚生労働省の認定基準・要領(国民年金)
<p>特殊台帳が存在しない。</p> <p>⑧・申立期間中、配偶者等の同居の親族は納付している。</p> <p>⑨・納付組織等集金関係者の証言により、申立てがなされた当時の集金の実態が確認できる。</p> <p>⑩・申立期間に近接する時期につき、申立人の記録が未納又は未加入から納付済みに訂正されたことが確認できる。</p> <p>⑪・申立人が申立期間の保険料を納付したことを裏付ける関係者の証言がある。</p> <p>⑫・加入又は納付の手続を行ったとする市町村役場の支所、出張所等において、当時、これらの手続が行われていたことが確認できる。</p> <p>⑬・国民年金と厚生年金の切替えに伴い、国民年金の資格得喪手続を適切に行っている。</p> <p>⑭・国民年金の加入と同時期に加入したとする国民健康保険について、国民年金に加入したと申し立てしている時期に加入手続が行われており、その加入日が国民年金の資格取得日と同一である。</p> <p>⑮・近接する時期に生じた類似内容の申立てが当該旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村に散見される。</p>	<p>険者期間であり、かつ、国民年金の期間については保険料納付済期間(第3号被保険者期間を除く。)であること</p> <p>⑩ iii 申立期間の前又は後に連続する国民年金の加入期間が、当初は未納期間であったが、当該期間に係る領収書又は被保険者名簿の納付記録等により、年金事務所等(年金事務所(旧社会保険事務所等を含む。))及び事務センター(旧社会保険事務局を含む。)をいう。以下同じ。)において納付記録が納付済みに訂正された経緯があること</p> <p>⑤イ 現年度・過年度納付を問わず、1年以下の未納期間に対する保険料納付に係る事案であって、次のすべての要件に該当する場合</p> <p>④(ア) 請求期間が1つの事案であること</p> <p>⑥(イ) 請求期間以外の国民年金加入期間のすべてについて未納がないこと</p> <p>(ウ) 請求期間に引き続く前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、国民年金の期間については保険料納付済期間(第3号被保険者期間を除く。)であること</p> <p>⑤ウ 現年度・過年度納付を問わず、2年以下の未納期間に対する保険料納付に係る事案であって、次のすべての要件に該当する場合</p> <p>④(ア) 請求期間が1つの事案であること</p> <p>⑥(イ) 請求期間以外の国民年金加入期間のすべてについて未納がないこと</p> <p>(ウ) 請求期間の前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、国民年金の期間については保険料納付済期間(第3号被保険者期間を除く。)であること</p> <p>⑧(エ) 請求期間と同期間において配偶者又は同居親族のいずれかが国民年金に加入しており、かつ、納付済み(第3号被保険者期間を除く。)であること</p> <p>エ 未納期間に対する過年度の保険料納付に係る事案あつて、次のすべての要件に該当する場合</p> <p>④(ア) 請求期間が1つの事案であること</p> <p>⑥(イ) 請求期間以外の国民年金加入期間のすべてについて未納がないこと</p> <p>(ウ) 請求期間が手番払出日前の期間であり、かつ、当該払出日において、請求期間のすべてについて過年度納付が可能であったこと</p> <p>(エ) 手番払出日において過年度納付ができる期間のうち、一部の期間については、保険料納付済期間と記録されていること</p> <p>オ 現年度・過年度納付を問わず、未納期間に対する保険料納付に係る事案であつて、次のすべての要件に該当する場合</p> <p>④(ア) 請求期間が2つ以内の事案であること</p> <p>⑤(イ) 請求期間の合計が2年以内の事案であること</p> <p>⑧(ウ) 請求期間のすべてについて、同居親族全員が納付済みと記録されていること</p> <p>(エ) 請求期間以外の納付済みと記録されている期間のうち、納付日が確認できる期間の中に、その納付日が、請求期間が納付済みとなっている同居親族と同一日になっているものがあること</p> <p><b>(2) 消極的な事情</b></p> <p>次のアからキまでのいずれかの要件に該当する期間は、特定事案の基準に該当しない期間であること。</p> <p>ア 最近事案の場合</p> <p>イ 特例納付に係る事案である場合</p> <p>ウ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあつたと確認される次の(ア)から(オ)までのいずれかの要件に該当する場合</p> <p>(ア) 社会保険オンラインシステムの被保険者原簿、被保険者台帳又は被保険者名簿その他の記録において、請求人が納付したと主張する時期において、請求期間の全部又は一部が未加入期間として管理されていたことが確認できるもの</p> <p>(イ) 請求者が納付したと主張する時期において、請求期間の一部又は全部の保険料が時効により納付することができないもの</p> <p>(ウ) 任意加入被保険者期間の訂正請求の場合であつて、請求人が納付したと主張する請求期間が、手帳記号番号払出簿による手番払出日の</p>

総務省の基本方針	厚生労働省の認定基準・要領(国民年金)
	<p>前の期間であるもの</p> <p>(エ) 請求人が市区町村で納付したと主張する時期が、当該市区町村に転入届が提出されるよりも前の時期であるもの</p> <p>(オ) その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合</p> <p>例えば次の i から vi までのいずれかに該当する場合が考えられる。</p> <p>i 上記(ア)から(エ)までに該当しない場合であって、請求期間について納付書が発行されていないと考えられるもの</p> <p>ii 納付したと主張する時期において免除の記録があるもの</p> <p>iii 請求期間当時の運用上、納付できない方法や納付できない場所で納付したと主張しているもの(口座振替制度開始前に口座振替で納付したとする主張等。)</p> <p>iv 過年度の国民年金保険料を市区町村に納付したと主張しているもの</p> <p>v 過年度の国民年金保険料を納付書によらない方法で納付したと主張しているもの</p> <p>vi 20歳到達前の期間や昭和61年3月以前に日本国外に居住していたなど、制度上国民年金の被保険者となり得ない期間に係る保険料の納付を主張しているもの</p> <p>エ 請求の内容が記録や関連資料により確認できる状況と矛盾する場合(上記1の(1)の(ア)に該当する場合を除く。)</p> <p>例えば次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合が考えられる。</p> <p>(ア) 請求期間の保険料につき、配偶者又は同居親族のいずれかの者の保険料と併せて納付したと主張している場合であって、請求人が納付を行ったとされる者の年金記録においても、当該期間については全部又は一部が保険料納付済期間以外の期間として記録されているもの</p> <p>(イ) 現年度において請求人は3か月に1度定期的に納付していたと主張している場合であって、年金記録において確認できる納付状況は、前納や過年度納付など不規則な納付であったことが記録されているもの</p> <p>オ 請求人自身(上記1の(1)の(オ)に該当する場合は、請求人自身又は生存中の同居親族とする。)が請求期間の納付を行っていない場合(上記1の(1)の(ア)に該当する場合を除く。)</p> <p>カ 請求期間を納付したことについて、納付時期や納付場所を全く憶えていないなど具体性に欠ける請求内容である場合(上記1の(1)の(ア)に該当する場合を除く。)</p> <p>キ 請求期間の納付について、後日資格喪失その他の原因により還付されたことが確認できる場合</p> <p><b>2 認定要領</b></p> <p>請求期間に対応する確定申告書(控)、家計簿、口座振替記録がある預貯金通帳若しくは金融機関の出金記録又は預かり証等のいずれかの資料の提出があり、「第1 関連資料がある事案」の基準に該当しなかった場合は、当該認定基準に該当するものではないこと。</p>

## 2. 総合認定の基準について

### 総務省の基本方針の別表2と厚生労働省の認定基準・要領(国民年金)の総合認定の基準の比較

総務省の基本方針	厚生労働省の認定基準・要領(国民年金)
<p>(別表2) 国民年金</p>	<p><b>第2章 認定に当たっての基準</b>  <b>第2節 総合認定の基準</b>  <b>第1 最近事案以外の認定</b>  <b>1 基本事項(略)</b>  <b>2 事案の分類と事情評価の原則</b>            総合認定の対象となる事案は、国年記録の内容と請求要旨に基づいて、関連資料のある事案と周辺事情のある事案に大別され、さらに、関連資料のある事案は6に、周辺事情のある事案は12に分類することができる。それぞれの類型を定義すると、おおむね次の(1)に分類されるので、当該分類を意識し、同種の先例を参考にしながら事案にみられる事情を(2)を参考に評価し、総合的に認定する。            なお、分類については、あくまで代表的類型であり、事案ごとに一律ではないことから、1つの事案が複数の分類に該当する場合もある。このため、そのような場合の総合認定に当たっては、各分類の先例に見られた評価上の観点を組み合わせ、あるいは類推応用するなどし、全体として公正な認定を行うものとする。これは、同月内の資格取得の日が1日違うというような被保険者資格のみの訂正を求めている訂正請求や、納付済みと記録されている期間について被保険者資格も含めその全部が自分の記録でないと存在する記録の不存在を求めるような訂正請求などの次の(1)の類型のいずれにも当てはまらない訂正請求を総合認定する場合にあっても同様である。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>(1)事案の分類</b>  <b>ア 関連資料のある事案の分類</b>            (ア) 預貯金通帳のある事案            (イ) 確定申告書のある事案            (ウ) 家計簿のある事案            (エ) 給与明細のある事案            (オ) メモのある事案            (カ) 領収証書のある事案</p> <p><b>イ 周辺事情のある事案の分類</b>            (ア) 納付状態が比較的良好な請求者の事案            (イ) 事務処理過誤が疑われる事案            (ウ) 集金関係者等の証言がある事案            (エ) 市区町村等の資料によって請求内容を下支えする又は疑う事実が確認できる事案            (オ) 国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、請求期間の納付が困難である事案            (カ) 具体的な納付状況が不明な事案            (キ) 納付したとする保険料が付加保険料である事案            (ク) 納付したとする保険料が特例納付の保険料である事案            (ケ) 請求内容が保険料の免除に関するものである事案            (コ) 納付したとする保険料が追納の保険料である事案            (サ) 請求期間の保険料が還付された記録がある事案            (シ) 請求内容が種別変更(第3号被保険者)に関するものである事案</p>

総務省の基本方針	厚生労働省の認定基準・要領(国民年金)
<p>保険料納付の有無</p> <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <p>④・申立期間の回数が、少数にとどまる。</p> <p>⑤・申立期間が短期間である。</p> <p>⑥・申立期間以外の残余の期間は納付済みである。</p> <p>⑦・申立期間が含まれる年度について、申立期間以外の残余の期間は納付している等本来特殊台帳が保存される必要があるにもかかわらず、特殊台帳が存在しない。</p> <p>⑧・申立期間中、配偶者等の同居の親族は納付している。</p> <p>⑨・納付組織等集金関係者の証言により、申立てがなされた当時の集金の実態が確認できる。</p> <p>⑩・申立期間に近接する時期につき、申立人の記録が未納又は未加入から納付済みに訂正されたことが確認できる。</p> <p>⑪・申立人が申立期間の保険料を納付したことを裏付ける関係者の証言がある。</p> <p>⑫・加入又は納付の手続を行ったとする市町村役場の支所、出張所等において、当時、これらの手続が行われていたことが確認できる。</p> <p>⑬・国民年金と厚生年金の切替えに伴い、国民年金の資格得喪手続を適切に行っている。</p> <p>⑭・国民年金の加入と同時期に加入したとする国民健康保険について、国民年金に加入したと申し立てている時期に加入手続が行われており、その加入日が国民年金の資格取得日と同一である。</p> <p>⑮・近接する時期に生じた類似内容の申立てが当該旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村に散見される。</p>	<p>(2) 事情評価の原則</p> <p>収集した事情は、基本的に請求内容の正当性を積極的に支持し請求を認める方向へ作用するもの(積極的な事情)、請求内容を否定し、あるいは積極的な事情を疑わせ請求を認めない方向へ作用するもの(消極的な事情)に区分される。このため、事情の評価については、収集した様々な事情1つ1つについて、請求内容(請求期間を保険料納付済期間訂正することを求めている事案の場合でいえば、「いつ」、「誰が」、「どこで」、「何を」、「なぜ」、「どのように」納付したかといった観点)との整合性を検討し、積極的な事情と消極的な事情となるものを評価する。</p> <p>なお、国民年金の事案の中で最も訂正請求の件数が多い保険料を納付したとする事案の場合、次のようなものを、積極的な事情や消極的な事情として、おおむね評価するので参考とすること。</p> <p><b>ア 積極的な事情として評価するもの</b></p> <p>次に掲げる事情に相当する事情については、原則、積極的に評価すること。</p> <p>なお、次の(ア)又は(イ)の事情がある場合は、基本的に当該請求を認める方向で検討すべきものである。</p> <p>(ア)「第1節 特定事案の基準」に掲げられている積極的な事情</p> <p>⑦(イ) 請求期間が含まれる年度について、請求期間以外の残余の期間は納付している等本来特殊台帳が保存される必要があるにもかかわらず、特殊台帳が存在しない。</p> <p>⑨(ウ) 納付組織等集金関係者の証言により、請求期間当時の集金の実態が確認できる。</p> <p>⑪(エ) 請求者が請求期間の保険料を納付したことを裏付ける関係者の証言がある。</p> <p>⑫(オ) 加入又は納付の手続を行ったとする市町村役場の支所、出張所等において、当時、これらの手続が行われていたことが確認できる。</p> <p>⑬(カ) 国民年金と厚生年金の切替えに伴い、国民年金の資格得喪手続を適切に行っている。</p> <p>⑭(キ) 国民年金の加入と同時期に加入したとする国民健康保険について、国民年金に加入したと申し立てている時期に加入手続が行われており、その加入日が国民年金の資格取得日と同一である。</p> <p>⑮(ク) 近接する時期に生じた類似内容の請求が当該旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村に散見される。</p> <p><b>イ 消極的な事情として評価するもの</b></p> <p>次の事情は、原則、消極的に評価すること。</p> <p>(ア)「第1節 特定事案の基準」において掲げられている消極的な事情</p> <p>(イ) 上記アの(ア)から(キ)までの積極的な事情に相反する事情</p> <p><b>3 認定に当たり考慮しなければならない事項</b></p> <p>上記2(1)における分類によっては、その分類の類型の特性から、認定に当たり考慮しなければならないいくつかの事項がある。このため、総合認定は、基本的に先例との均衡によって行うが、その場合でも次の評価点を重視して行うものとする。この場合、上記2の(1)のイの(オ)、(ク)、(コ)、及び(サ)の事案については、次の(1)から(4)までのそれぞれに掲げた重視すべき事項にすべて該当するものについては、基本的に当該請求を認める方向で検討するものとする。</p> <p><b>(1) 払出上納付が困難な事案において重視すべき事項</b></p> <p>上記2の(1)イの「(オ)国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、請求期間の納付が困難である事案」の評価に当たっては、次に掲げる事項を考慮すること。</p> <p>ア 請求期間についての加入や納付を裏付ける具体的な供述があること(年金手帳、納付金額等)。</p> <p>イ 個別事案に即した裏付け資料があること(同居親族の納付状況、証言等)。</p> <p>ウ 請求期間後に未納がないこと。</p> <p>エ 請求内容請求内容を否定する事情がないこと。</p> <p>オ 払出時期からみた納付の困難性を打ち消す事情があること。</p>

総務省の基本方針	厚生労働省の認定基準・要領(国民年金)
<p><b>特例納付保険料の有無</b></p> <p><b>(肯定的な関連資料の例)</b></p> <p>⑯・特例納付を行ったとする時期に、納付したとする保険料に相当する金額が預貯金口座から出金されている。</p> <p>⑰・確定申告書(控)等税務関係資料に、納付したとする保険料に相当する金額が記載されている。</p> <p>⑱・当時の家計簿等に、特例納付を行ったとする日付及び保険料に相当する金額が記載されている。</p> <p><b>(肯定的な周辺事情の例)</b></p> <p>⑲・特例納付を行ったとする時期は納付できる期間内である。</p> <p>⑳・特例納付で納付したとする金額は、実際に申立期間について納付した場合に必要な金額におおむね一致している。</p> <p>㉑・特例納付を行ったとする時期において、申立期間は強制加入期間と記録されていた。</p> <p>㉒・特例納付を行ったとする時期以後は、未納期間が存在しない。</p> <p>㉓・特例納付を行ったとする場所は、当時納付できる場所であった。</p> <p>㉔・申立人が申立期間の保険料を特例納付で納付したことを裏付ける関係者の証言がある。</p> <p>㉕・申立人が特例納付できることを知ったとする広報誌等に特例納付に係る記事が掲載されている。</p> <p>㉖・近接する時期に生じた類似内容の申立てが当該旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村に散見される。</p>	<p><b>(2) 特例納付事案において重視すべき事項</b></p> <p>上記2の(1)イの「(ク)納付したとする保険料が特例納付の保険料である事案」の評価に当たっては、次に掲げる事項を考慮すること。</p> <p>⑲ア 特例納付期間内であること。</p> <p>⑲イ 特例納付した金額の記憶が実際に必要になる金額におおむね一致していること。</p> <p>⑲ウ 記録上強制加入期間であったこと。</p> <p>⑲エ 特例納付後については未納が無いなど、請求内容に不自然さが無いこと。</p> <p>⑲オ 特例納付を行ったとする場所は、当時納付ができる場所であったこと。</p> <p>カ 少なくとも1つは個別事案に即した裏付け資料があること。具体的には、以下のような関連資料又は周辺事情があること。</p> <p>(関連資料の例)</p> <p>⑲⑯・特例納付を行ったとする時期に、納付したとする保険料に相当する金額が預貯金口座から出金されていることが確認できる預貯金通帳等</p> <p>⑲⑰・納付したとする保険料に相当する金額が記載されている確定申告書(控)等税務関係資料</p> <p>⑲⑱・特例納付を行ったとする日付及び保険料に相当する金額が記載されている当時の家計簿等</p> <p>(周辺事情の例)</p> <p>⑲⑳・請求者が請求期間の保険料を特例納付で納付したことを裏付ける関係者の証言がある。</p> <p>⑲㉑・請求者が特例納付できることを知ったとする広報誌等に特例納付に係る記事が掲載されている。</p> <p>⑲㉒・近接する時期に生じた類似内容の請求が当該旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村に散見される。</p> <p><b>(3) 追納事案において重視すべき事項</b></p> <p>上記2の(1)イの「(コ)納付したとする保険料が追納の保険料である事案」の評価に当たっては、次に掲げる事項を考慮すること。</p> <p>ア 追納できる期間内であること。</p> <p>イ 納付した金額の記憶が実際に必要になる金額におおむね一致していること。</p> <p>ウ 記録上保険料免除期間であったこと。</p> <p>エ 追納後については未納が無いなど、請求内容に不自然さが無いこと。</p> <p>オ 少なくとも1つは個別事案に即した裏付け資料があること。具体的には、以下のような関連資料又は周辺事情があること。</p> <p>(関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・追納を行ったとする時期に、納付したとする保険料に相当する金額が預貯金口座から出金されていることが確認できる預貯金通帳等</li> <li>・納付したとする保険料に相当する金額が記載されている確定申告書(控)等税務関係資料</li> <li>・追納を行ったとする日付及び保険料に相当する金額が記載されている当時の家計簿等</li> </ul> <p>(周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求者が請求期間の保険料を追納したことを裏付ける関係者の証言がある。</li> <li>・請求者が追納できることを知ったとする広報誌等に追納に係る記事が掲載されている。</li> <li>・近接する時期に生じた類似内容の請求が当該旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村に散見される。</li> </ul> <p><b>(4) 還付事案において重視すべき事項</b></p> <p>上記2の(1)イの「(サ)請求期間の保険料が還付された記録がある事案」の評価に当たっては、次に掲げる事項を考慮すること。</p> <p>ア 誤還付であることが明らかなこと。</p> <p>イ 還付整理簿に請求者の記載がないこと。</p> <p>ウ 還付記録自体に不自然さが見られること。</p> <p>エ 請求内容を否定する事情がないこと。</p>

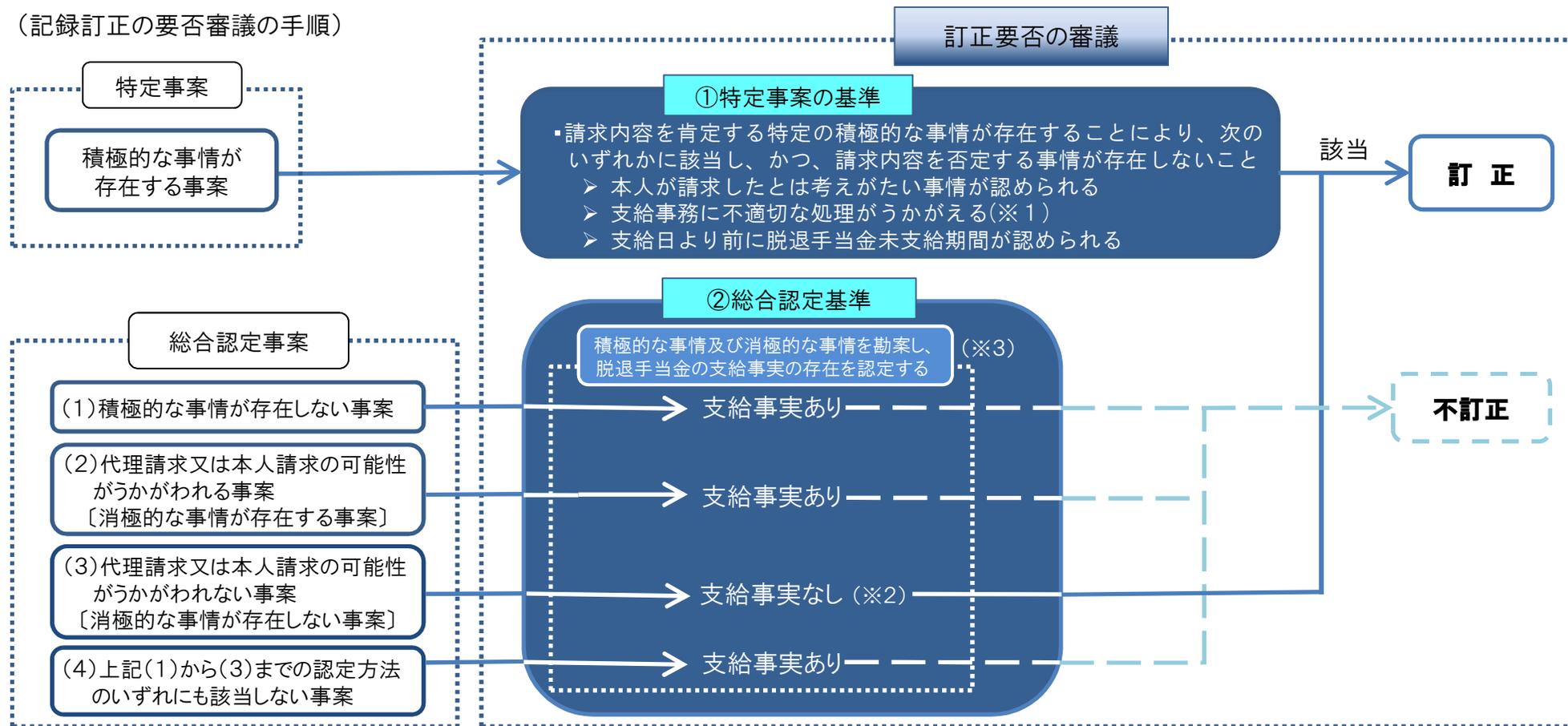


# ③厚生年金保険(脱退手当金)記録訂正請求認定基準・要領(案)の概要

以下①及び②に掲げる脱退手当金の支給記録は、訂正請求に対して訂正を認める。

- ① 請求内容を肯定する積極的な事情があり、特定事案の基準に該当する事案の支給記録
- ② 特定事案の基準に該当しない事案(総合認定事案)のうち、総合認定基準において「脱退手当金の支給事実なし」と認定した事案の支給記録

(記録訂正の要否審議の手順)



(注) 特定事案の基準に該当する事案は、請求者の同意の上、年金事務所段階で訂正を行う。

(※1) 支給事務の不適切な処理の例としては、請求人が所持する脱退手当金の支給決定当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示がない など。

(※2) 同時に一定の積極的な事情が存在する場合に認定する。

(※3) 積極的な事情又は消極的な事情から、(1)から(4)までの認定が著しく不当になると認める場合にあっては、これによらずすべての事情を勘案し総合的に認定する。

# 脱退手当金における特定事案の基準と総合認定の基準との関係

## 1. 特定事案の基準

- 特定事案の基準は、年金事務所段階での訂正処理基準と同じ基準となっている。

<b>厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領 (脱退手当金)</b>	<b>年金事務所段階における訂正処理基準・要領</b>
第2章 認定に当たっての基準 第1節 特定事案の基準 第1 本人が請求したとは考えがたい事案又は支給事務に不適切な処理がうかがえる事案  第2 支給日より前に脱退手当金未支給期間がある事案	第3章 厚生年金保険に係る年金事務所段階における訂正処理基準・要領  第7 本人が請求したとは考えがたい事案又は支給事務に不適切な処理がうかがえる脱退手当金に係る訂正処理基準・要領  第8 支給日より前に脱退手当金未支給期間がある脱退手当金に係る訂正処理基準・要領

※ 脱退手当金に係る年金事務所段階での訂正処理基準は、総務省年金記録確認第三者委員会における審議結果等を踏まえ、厚生労働省が定めたものとなっている。

- したがって、特定事案の基準に該当すれば、年金事務所段階で訂正可能であるが、年金事務所段階での訂正に同意されない請求者については、地方厚生(支)局長が訂正決定をすることとなる。

## 2. 総合認定の基準

- 特定基準に該当しない事案は、総合認定の基準により、認定する。

# 脱退手当金の総合認定について

## (総務省の基本方針の別表3と厚生労働省の認定基準・要領(脱退手当金)との関係)

- 現在総務省における脱退手当金の支給事実の総合認定については、総務省の基本方針の別表3をベースに実態として個々の事情を考慮して認定を行っている。
- 総務省の基本方針の別表3に認定に必要なすべての事情の記載がないため、厚生労働省の認定基準・要領においては、それらの事情を追加して記載している。

総務省の基本方針	
<b>(別表3)</b>	
<b>脱退手当金</b>	
<b>脱退手当金の受給の有無</b>	<p>○ 脱退手当金を受給していないものと認める方向で検討するもの(他の関連資料又は周辺事情から、脱退手当金を受給していたことが相当程度うかがわれるものを除く。)</p> <p>別表2に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定がなされた当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がないもの</li> <li>・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定後に再交付された厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がないもの(当該被保険者証を再交付した旧社会保険事務所(年金事務所)において、一般的には、脱退手当金の支給を示す表示をしない取扱いであったと確認できるものを除く。)</li> <li>・ 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、申立人の被保険者記録の性別が男性とされているもの</li> <li>・ 異なる被保険者台帳記号番号で管理されていた複数の厚生年金の被保険者期間を対象として脱退手当金が支給されているが、当該脱退手当金の支給決定がなされた当時、これら複数の被保険者記号番号の重複取消処理が行われていないもの</li> </ul> <p>・ 別表2記載の申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたとは考え難い事情及び申立人本人が請求したとは考え難い事情のいずれもあるもの</p> <p>・ 別表2記載の申立人本人が請求したとは考え難い事情が複数あるもの</p>

厚生労働省の認定基準・要領(脱退手当金)	
<b>第2章 認定に当たっての基準</b>	
<b>第2節 総合認定の基準</b>	
<b>第1 認定基準</b>	
<b>2 事案の認定</b>	
総合認定は、請求事案に認められた個別の事情について、「1 事案の事情評価」により評価した結果に基づき、それらを組み合わせるにより、原則として次のとおり認定する。	
ただし、認められた「積極的な事情」又は「消極的な事情」から当該認定が著しく不当になると認める場合にあっては、これによらず、すべての事情を勘案し総合的に認定する。	
<b>(1) 積極的な事情が存在しない事案</b>	
積極的な事情が存在しない事案は、当該請求に係る「脱退手当金の支給事実が存在した」と認定する。	
<b>(2) 代理請求又は本人請求の可能性がうかがわれる事案</b>	
別表第2の「事業主・事業所における代理請求又は請求手続代行の可能性がうかがわれる事情」又は「本人が請求した可能性がうかがわれる事情」がある事案は、当該請求に係る「脱退手当金の支給事実が存在した」と認定する。	
<b>(3) 代理請求又は本人請求の可能性がうかがわれない事案</b>	
別表第2の「事業主・事業所における代理請求又は請求手続代行の可能性がうかがわれる事情」及び「本人が請求した可能性がうかがわれる事情」が無い事案については、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、当該請求に係る「脱退手当金の支給事実が無かった」と認定する。	
ア 別表第1の「事業主・事業所における代理請求又は請求手続代行の可能性がうかがえない事情」があり、かつ「本人が請求したとは考えがたい事情」又は「支給されたとされる時期の事務処理を前提にすると脱退手当金の支給事実が疑われる事情」がある。	
イ 別表第1の「事業主・事業所における代理請求又は請求手続代行の可能性がうかがえない事情」が無いが、「本人が請求したとは考えがたい事情」とされる個別事情が複数あり、かつ、次のいずれかである。	
(ア) 別表第1の「支給されたとされる時期の事務処理を前提にすると脱退手当金の支給事実が疑われる事情」がある。	
(イ) 別表第2の「支給されたとされる時期の事務処理を前提にすると適正な請求に基づいて支給したと考えられる事情」が無い。	
ウ 別表第1の「事業主・事業所における代理請求又は請求手続代行の可能性がうかがえない事情」が無く、かつ、「本人が請求したとは考えがたい事情」とされる個別事情が複数無いが、「支給されたとされる時期の事務処理を前提にすると脱退手当金の支給事実が疑われる事情」とされる個別事情の(1)から(4)までのいずれかがある。	
<b>(4) 上記(1)から(3)までの認定方法のいずれにも該当しない事案</b>	
上記(1)から(3)までの認定方法のいずれにも該当しない場合は、当該請求に係る「脱退手当金の支給事実が存在した」と認定する。	

支給事実が存在した  
(=不訂正決定)

支給事実が存在しなかった  
(=訂正決定)

支給事実が存在した  
(=不訂正決定)

## 総務省の基本方針の別表2と厚生労働省の認定基準・要領(脱退手当金)の別表第1の比較

- 総務省の基本方針の別表2は、肯定的な関連資料の例及び周辺事情の例を示したものであるが、これについて認定基準・要領の【別表第1】の「積極的な事情」にすべて記載。(※水色部分が該当箇所)
- その上で、認定に際して実態として考慮しているが、総務省の基本方針の別表2に記載されていないものを認定基準・要領に追加して記載。
- さらに、消極的な事情については、総務省第の基本方針の別表2に記載がないため、これを追加。

総務省の基本方針	厚生労働省の認定基準・要領(脱退手当金)
<p><b>(別表2)</b></p> <p><b>脱退手当金の受給の有無</b></p> <p>○ 申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたとは考え難い事情 (肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格喪失後おおむね 1 年程度を超えて、脱退手当金の支給決定がなされている。</li> <li>・ 同時期に退職した脱退手当金の受給要件を満たす同僚の大部分に脱退手当金の支給記録がない。</li> <li>・ 事業主、同僚等の証言により、当時、当該事業所では、脱退手当金の代理請求を行っていなかったことが確認できる。</li> </ul> <p>○ 申立人本人が請求したとは考え難い事情 (肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脱退手当金の支給決定がなされた日より前の厚生年金の被保険者期間の一部が、脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未支給となっている。</li> <li>・ 婚姻等による改姓後おおむね6か月程度を超えて脱退手当金の支給決定がなされているが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿(原票)等において、申立人の姓は改姓されていない。</li> </ul>	<p><b>【別表第1】《積極的な事情》</b></p> <p>○事業主・事業所における代理請求又は請求手続代行の可能性がうかがえない事情</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 資格喪失後おおむね1年程度を超えて、脱退手当金の支給決定がなされている。</li> <li>(2) 請求者とほぼ同時期に退職した脱退手当金の受給要件を満たす同僚の大部分に脱退手当金の支給記録が無いなど。</li> <li>(3) 請求期間当時、当該事業所では、脱退手当金の代理請求を行っていなかったことをうかがわせる事業主、同僚等の証言がある。</li> <li>(4) 資格喪失時には脱退手当金の受給権が無いが、その後の法改正で受給権が発生している。</li> </ul> <p>○本人が請求したとは考えがたい事情</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 脱退手当金の支給決定がなされた日以前の被保険者期間の一部が、脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未支給となっている。</li> <li>(2) 婚姻等による改姓後おおむね6か月程度を超えて脱退手当金の支給決定がなされているが、被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者台帳(旧台帳)、被保険者名簿(原票)において、請求者の姓は改姓されていない。</li> </ul>

昭和36年の法改正後に厚年に再度加入した者は、昭和40年6月の法改正まで、規定年齢までは厚年の資格喪失時に受給権が発生しないため、事業主等による代理請求等が考え難いことから追加。

総務省の基本方針	厚生労働省の認定基準・要領(脱退手当金)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脱退手当金の支給決定がなされた当時又はその後間もなく国民年金、厚生年金等に参加し、かつ、国民年金については、保険料を納付している。</li> <li>・ 申立人が、将来の年金受給を期待し、脱退手当金を受給するつもりはないと話していたなど、脱退手当金の支給を疑わせる関係者の証言がある。</li> </ul> <p><b>○ 事務処理上、脱退手当金の支給を疑わせる事情(肯定的な関連資料の例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定がなされた当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない。</li> <li>・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定後に再交付された厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない(当該被保険者証を再交付した旧社会保険事務所(年金事務所)において、一般的には、脱退手当金の支給を示す表示をしない取扱いであったと確認できる場合を除く。)</li> </ul> <p><b>(肯定的な周辺事情の例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、申立人の被保険者記録の性別が男性とされている。</li> <li>・ 異なる被保険者台帳記号番号で管理されていた複数の厚生年金の被保険者期間を対象として脱退手当金が支給されているが、当該脱退手当金の支給決定がなされた当時、これら複数の被保険者記号番号の重複取消処理が行われていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 脱退手当金の支給決定当時又はその後間もなく国民年金に加入し、保険料を納付している。</li> <li>(4) 脱退手当金の支給決定後間もなく厚生年金等に参加している。</li> <li>(5) 請求者が、脱退手当金を受給するつもりはないと話していたなど、受給を疑わせる関係者の証言がある。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 請求期間に係る被保険者台帳記号番号と請求期間後の被保険者期間に係る被保険者台帳記号番号が同一である。</li> <li>(7) 請求期間直後までさかのぼって国民年金保険料を特例納付している。</li> </ul> <p><b>○ 支給されたとされる時期の事務処理を前提にすると脱退手当金の支給事実が疑われる事情</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 脱退手当金の支給決定がなされた当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示が無い。</li> <li>(2) 脱退手当金の支給決定後に再交付された厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示が無い。(当該被保険者証を再交付した旧社会保険事務所(年金事務所)において、一般的には、脱退手当金の支給を示す表示をしない取扱いであったと確認できる場合を除く。)</li> <li>(3) 請求者の厚生年金記録の性別が男性とされているが、脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、男性であれば脱退手当金の受給権が発生しない。</li> <li>(4) 脱退手当金の計算の基礎とされた複数ある被保険者期間の中に異なる被保険者台帳記号番号で管理された被保険者期間があるが、番号を統合するための重複取消処理が行われていない。</li> </ul>	<p>どちらの事情も請求者が年金の期間を継続する意識を有していたものと認められる(脱退手当金の支給による年金期間の精算を否定)ことから追加。</p>

総務省の基本方針

- ・ 支給決定がなされた脱退手当金の額が、本来支給すべき額と相当程度異なっている。
- ・ 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿(原票)等の氏名又は生年月日が申立人のものと異なっている。
- ・ 脱退手当金の支給記録がある同僚の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿又は被保険者名簿(原票)には、脱退手当金を支給したことを示す表示があるが、申立人に係るもののみ、その表示がない。
- ・ 当時、脱退手当金を裁定するには被保険者台帳(旧台帳)の記録の回答を受ける必要があるにもかかわらず、当該台帳に回答した表示がない。

厚生労働省の認定基準・要領(脱退手当金)

- (5) 支給決定がなされた脱退手当金の額が、本来支給すべき額と相当程度異なっている。
- (6) 被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者台帳(旧台帳)、被保険者名簿(原票)の氏名又は生年月日が請求者のものと異なっている。
- (7) 脱退手当金の支給記録がある同僚については、被保険者台帳記号番号払出簿又は被保険者名簿(原票)に、脱退手当金を支給したことを示す表示があるが、請求者については、その表示が無い。
- (8) 脱退手当金の支給決定がなされた当時の事務処理では、脱退手当金を裁定するには被保険者台帳(旧台帳)の記録の回答を受ける必要があるにもかかわらず、当該台帳に回答した表示が無い。

**【別表第2】《消極的な事情》**

**○「事業主・事業所における代理請求又は請求手続代行の可能性がうかがわれる事情」**

訂正請求事案で認められる個別事情が、次のいずれかの場合は、上記の消極的な事情を有する。

- (1) 請求者とほぼ同時期に退職した脱退手当金の受給要件を満たす同僚の大部分に、資格喪失の約6か月以内に脱退手当金を支給した記録があるなど。
- (2) 請求期間当時、当該事業所では、脱退手当金の代理請求を行っていたことをうかがわせる事業主、同僚等の証言がある。
- (3) 事業所に保存されていた脱退手当金に係る資料に、請求者に係る記載等がある。

**○「本人が請求した可能性がうかがわれる事情」**

訂正請求事案で認められる個別事情が、次のいずれかの場合は、上記の消極的な事情を有する。

- (1) 請求者が「脱」表示のある厚生年金保険被保険者証を所持している。

総務省の基本方針

厚生労働省の認定基準・要領(脱退手当金)

- (2) 請求者が脱退手当金に係る支給決定通知書を所持している。
  - (3) 請求者が請求したものと考えられる裁定請求書が現存している。
  - (4) 請求者の供述から請求者が脱退手当金を請求又は受給したことについて認識していたことがうかがわれる。
  - (5) 脱退手当金の支給決定日に近接する時期に請求者に係る氏名変更等に係る処理が行われている。
  - (6) 脱退手当金の支給決定日に近接する時期に被保険者台帳記号番号の重複取消処理が行われている。
  - (7) 請求期間に重複して国民年金保険料を特例納付している。
  - (8) 請求者の厚生年金記録には複数の脱退手当金支給記録がある。
  - (9) 脱退手当金の支給記録に含まれる一部の厚年被保険者期間については、受給したことを認めている。
  - (10) 請求理由が変遷している。
  - (11) 通算年金制度創設前に支給決定がなされており、脱退手当金の支給後、相当期間、厚生年金保険に加入していない。
  - (12) 脱退手当金の支給後、相当期間、公的年金に加入していない。
  - (13) 請求期間に係る被保険者台帳記号番号と請求期間後の被保険者期間に係る被保険者台帳記号番号が別番号になっている。
- 「支給されたとされる時期の事務処理を前提にすると適正な請求に基づいて支給したと考えられる事情」**
- 訂正請求事案で認められる個別事情が、次のいずれかの場合は、上記の消極的な事情を有する。
- (1) 支給報告書、受付経過簿が現存しており、支給記録と相違が無い。
  - (2) 被保険者台帳(旧台帳)に脱退手当金の支給記録(支給日、支給額等の記載)がある。
  - (3) 被保険者台帳(旧台帳)に脱退手当金の支給に係る事務処理の経過(裁定庁への記録回答事蹟)がある。